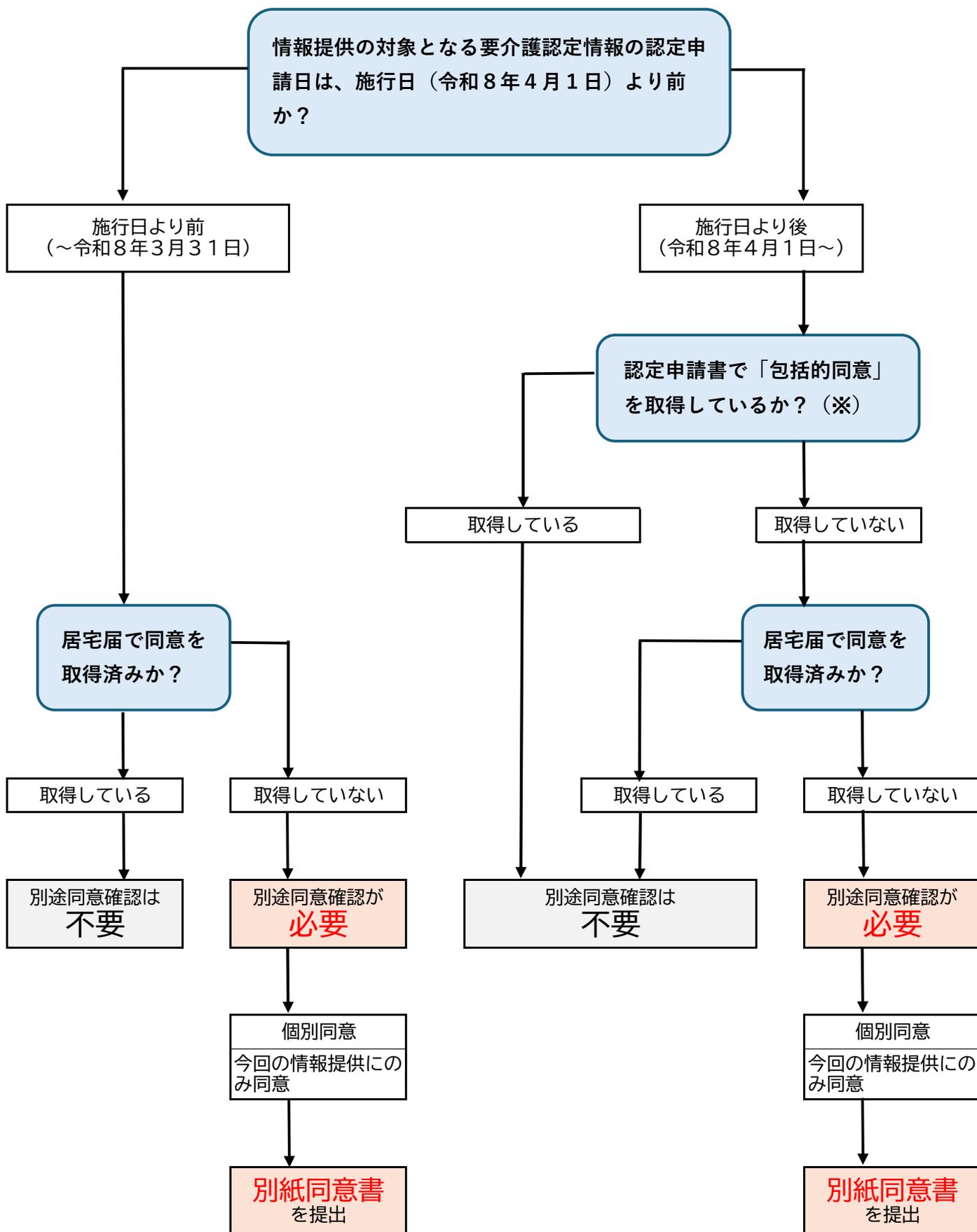


【参考】要介護認定及び要支援認定に係る情報提供申請時に必要となる本人同意の確認方法について

(下記は、「介護サービス計画の作成」を目的とした場合のフローチャートです。)



(※) 令和8年5月31日までに旧様式での認定申請があった場合は、新様式変更に伴う経過措置の取扱いが適用される。